

復興という社会技術について

蛭間 芳樹

帝都復興

本年2026年は、東日本大震災から15年、熊本地震から10年が経過する年であり、「昭和101年目」という歴史的節目の年でもある。この1世紀の間、日本の災害、危機対応史において「被災前の状態への物理的復旧を超克し、未来の社会構造を見据えた都市や地域の再構築を目指す」という復興の理念は、1923年の関東大震災後に帝都復興院総裁を務めた後藤新平の構想にその淵源を求めることができる。後藤は街路拡張や区画整理を伴う近代都市のグランドデザインを描き出し、これを「帝都復興」という名の創造的プロセスの起点とした。

創造的復興

近代化への飛躍に寄与した「帝都復興」というDNAは、1995年の阪神・淡路大震災を経て「創造的復興」として現代における復興の理念や規範となった。当時の被災地の復興計画は実質的に「都市の近代化・高度化」と同義であり、インフラ強靱化と新産業創出が推進された。しかし、急速な都市基盤整備の半面、コミュニティの分断や孤独死といった「地域社会の復興」、「人間の復興」の課題が露呈、また経済基盤であった神戸港の国際的地位も急落した。物理的インフラの高度化のみでは社会的・経済的な脆弱性を克服し得ないという、インフラ主導の創造的復興が孕む限界を示す大きな教訓となった。

より良い復興

2011年の東日本大震災・原発事故では、地震災害に加え、未曾有の広域津波災害及び原発事故に対し、高台移転などを含む極めて大規模な都市空間再編が推進され、今もなお復興の過程にある。一方、2015年採択の「国連仙台防災枠組2015-2030」では、創造的復興をコンセプトとした「Build Back Better(より良い復興:BBB)」が国際合意を得た。復興に関する日本の知見をグローバルな防災戦略へ昇華させた稀有な事例である。復興庁創設を評価する声がある一方で、人口減少が加速する日本の地方部において、一律のハードウェア整備が将来の維持管理コストを増大させ、地域の実情と乖離する「空間的・財政的ミスマッチ」を引き起こすリスクも指摘されていた。

創造的復興の現実

東日本大震災後に整備されたインフラの維持管理

費が15年を経て急激に膨張し、岩手、宮城、福島の上3県および沿岸市町村の年間支出は震災前の1.8倍に達しているとの調査¹がある。人口減少により税収確保が困難となるなか、国の手厚い支援で構築された公共施設が、皮肉にも自治体財政を深刻に圧迫している。

これは前述の「空間的・財政的ミスマッチ」が如実に顕在化した証左であり、日本社会そのものが直面している国家的な課題に他ならない。日本のこの事象は「人口減少下における災害復興の限界と教訓」として世界の先例になるだろう。

復興の多義性と想像力

気候変動など地球物理的なハザードの脅威に対し、超高齢化・人口減少社会という社会構造的制約下では、旧来型の復興アプローチは限界がある。復興は、単なる経済的・物理的回復プロセスではなく、地域社会の包摂性と生態学的持続可能性を高める「社会レジリエンス」の機会として捉え直されねばならない。かつて求められた「創造性」や「より良い」という枕詞がつく「復興」は、主として物理的な拡張を成し遂げるものであった。しかし地球資源の限界が顕在化し、人口縮小フェーズに入った現代日本において空間的拡張を志向し復興することは、次世代への多大な負荷を生み出すに等しい。

危機や災害の発生に関わらず、現代日本においては、地域トリアージ(コンパクトシティやスマートシティによる既存インフラの縮小、地域の縮退、撤退などを意味する)という社会課題に対峙している。平時には実現できない問題を、災害を機に、社会の根源的・構造的課題を解決する触媒として機能させる社会技術、プロセスとして復興を活用すべきである(DBJ(2021)²)。

その際、自然への畏敬の念をもって、人間や生物の尊厳、地域の伝統・文化・風土を中核に据えつつ縮小社会に適応した新たな豊かさをデザインすることが重要である。復興の多義性を念頭に、「想像力」をもって向き合い、決断することが、次世代への責になる。

幸か不幸か、忘れる前にやってくるようになった災害に対して、「復興」という社会技術について、いま一度真剣に考える必要がある。

¹ 『東日本大震災15年 被災地インフラ、維持費1.8倍』、日本経済新聞、2026年3月2日

² 『復興とは何か ~あらためて問われる創造的復興~』、日本政策投資銀行、2021年3月

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1890 E-mail: sesomu@dbj.jp